

第893回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年11月27日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（14名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴
4番 山本 欣史	7番 澤田 誠規
8番 川田 直樹	9番 小島 久司
10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 堀内 愛貴	5番 赤星 文香	6番 山本 大

4. 欠席者（4名）

3番 濱田 賴之	5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里
----------	----------	----------

7番 浦田 久永

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司	事務局 主幹 弁谷 心悟
会計年度任用職員 福井 舗子	

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について
議案第2号 農地法第4条許可申請審査について
議案第3号 宿毛市農用地利用集積等促進計画について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（諮問）

○会長 (招集あいさつ)
今年も残り一ヶ月となりました。年末年始事故等多いので気を付けてください。

○議長 それでは、これより、第893回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

○議長 「議事録署名委員」の指名を行います。
議事録署名委員は
7番 澤田 誠規 委員
8番 川田 直樹 委員 にお願いします。

なお3番 濱田 頼之、5番 岩本 誠司、6番 井垣 水里 各委員、
7番 浦田 久永 推進委員より宿毛市農業委員会規定第10条の規定
による欠席の申し出がありました。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

●事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
議案書は1ページになります。

【受付番号20番】 宿毛地区です。場所は3、4ページに位置図を付けております。国道56号線バイパスからJA宿毛に続く農道の水路沿い、アミューズマンション横の農地2筆。ホテルアバン宿毛裏側の1筆の計3筆です。使用貸借によるものです。

申請地ではいずれも水稻を栽培するとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。
農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

【受付番号21番】 同じく宿毛地区です。場所は、4ページに位置図を付けております。ホテルアバン宿毛の裏手側です。こちらも、使用貸借によるものです。

申請地ではいずれも水稻を栽培するとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。
農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

説明については、以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 なお、議案第1号につきましては、稻田委員が譲受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係事案終了後に入室・着席していただきます。

(稻田農業委員 退室)

○議長 続きまして、受付番号20番21番について、街区地区担当の松本委員より説明をお願いいたします。

●松本委員説明 【議案書をもとに20番21番を読み上げる】

20番21番の申請理由は、使用貸借です。

番号20番、21番とも貸付人借受人一緒ですけど、ここは、登記相続をしてないというので、被相続人 ●● ●●さん、現地調査を11月23日に稻田委員に連れてられて、現地調査をしました。稻田さんは、ここ田んぼを耕しており、再設定ですので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、「議案第1号 農地法第3条許可申請審査に

ついて」2件は、許可することに決しました。

(稻田農業委員入室)

○議長 引き続き、議案第1号、「農地法第3条許可申請審査について」を議題いたします。事務局と委員より説明をお願いします。

●事務局説明

【受付番号22番】 坂ノ下地区です。場所は、5ページに位置図を付けております。マンションレインボー前の交差点に入った所です。売買による所有権移転になります。

申請地では、果樹を栽培するとの計画が出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

【受付番号23番】 同じく坂ノ下地区になります。場所は、6ページに位置図を付けております。

坂ノ下天満宮付近と、松田川沿いの5筆になります。売買による所有権移転になります

申請地では水稻、季節野菜を栽培するとの計画が出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

【受付番号24番】 二ノ宮地区になります。場所は、7ページに位置図を付けております。二ノ宮集会所より入った河原谷川沿いになります。売買による所有権移転になります。

申請地では果樹を栽培するとの計画が出されています。

本申請は、双方から委任を受けた、西川行政書士から提出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

【受付番号25番】 伊与野地区になります。場所は、8ページに位置図を付けております。国道321号線沿い小三原分岐から入った、伊与野集会所のやや上手になります。売買による所有権移転になります。

申請地では季節野菜を栽培するとの計画が出されています。

本申請は、双方から委任を受けた、山下行政書士から提出されています。全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

【受付番号26番】 同じく、伊与野地区になります。場所は、8ページに位置図を付けております。主要地方道中村宿毛線沿いの鳳彩寺より上手の伊与野川沿いになります。

売買による所有権移転になります。

申請地では季節野菜を栽培するとの計画が出されています。

本申請は、双方から委任を受けた、山下行政書士から提出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

【受付番号27番】 宿毛地区になります。場所は、9ページに位置図を付けております。ダイソーレディ薬局の横になります。

売買による所有権移転になります。

申請地では果樹を栽培するとの計画が出されています。

本申請は、双方から委任を受けた、山下行政書士から提出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されておりま

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上、受付番号22番から27番まで、宿毛市農業振興地域整備計画等の農用地区域内農地になります。

説明については、以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号22番及23番について、西地区担当の私の方から説明します。

●山口委員説明 【議案書をもとに22番、23番を読み上げる】

受付番号22番、申請理由が売買による所有権移転になります。

季節野菜を栽培しようかと考えているそうです。

続きまして、受付番号23番の申請理由は売買による所有権移転になります。

22番につきましては、事務局からの説明で果樹を作るとの説明がありましたが、季節野菜を作ろうかなと考えているとのことです。

双方ともよろしくお願ひします。ということでした。

23番につきましては、譲渡人の連絡先も譲受人に一括されておりまして、話を譲受人さんだけに聞いております。極めてよろしくお願ひします、とすることでした。以上です。

○議長 続きまして、受付番号24番について、二ノ宮地区担当の川島委員より説明をお願いいたします

●川島委員説明 【議案書をもとに24番を読み上げる】

申請理由は、売買による所有権移転になります。双方に確認したところ問題ないということです。よろしくお願ひします、とのことです。

譲受人は、元々二ノ宮出身で、二ノ宮にもちょっと畠があったら、という思いがあるそうです。家族もおるので、お父さんもまだ元気やしもりしてもらえるけんと言うことですので、そういうことになったらしいです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号25番及び26番について、小筑紫地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

●寺田委員説明 【議案書をもとに25番、26番を読み上げる】

25番の申請理由としては、売買による所有権移転になります。

26番の申請理由としては、売買による所有権移転になります。

現地確認としては、非農地証明の手続きが出ていますので、今週の火曜日に浦田委員と一緒に現地確認に行きました。

○議長 続きまして、受付番号27番について、街区担当の稻田委員より説明をお願いいたします。

●稻田委員説明 【議案書をもとに27番を読み上げる】

申請理由としては、売買による所有権移転になります。

11月23日に松本委員同行のもと現地を確認しました。その後、譲渡人には直接会って面談し確認し、譲受人につきましては、本人がお留守だったので、奥さんに確認をとったところ、状況は分かっているので、間違いないということで、よろしくお願ひします。とのことです。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」6件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、「議案第1号 農地法第3条許可申請審査について」6件は、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。

●事務局長 議案第2号「農地法第4条申請」についてご報告いたします。

受付番号 1

申請場所 所在地 大字平田町黒川。(P11) 申請地は、平田町黒川 主要地方道土佐清水宿毛線 県道沿いに位置し、登記地目、現況地目はいずれも田で、面積は●●●m²です。

転用目的 申出者は、令和6年11月に相続登記を行い、このたび、自己の住宅を建築するにあたり、申請地に住宅の建築を計画したものです。申請地は、第1種農地につき農用地区域からの除外申し出書を8月に提出しておりましたが、このたび、除外手続きが完了したこととなり、転用許可申請を行っております。

本申請は、委任を受けた西川行政書士（四万十市）から提出されておりますことを申し添えます。

- 農地転用に伴う、土地利用計画図等必要書類添付
 - 転用所要面積 ●●●. 00 m²
 - 資金計画 土地取得費 ●円
 - 建築費（設計費含む） ●●, ●●●, ●●●円
 - 自己資金 ●●, ●●●, ●●●円

農地区分につきましては、周辺の農地面積が10ヘクタール以上あることから「第1種農地」と判断されますが、申請地周辺には、既存の集落があることから適用除外になること、これらを踏まえ、高知県への農用地からの除外申し出手続き完了により転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号4番について、黒川地区担当の堀内委員より説明をお願いいたします。

●堀内委員説明 【議案書をもとに4番を読み上げる】

11月25日火曜日、岩本会長、井垣委員と現地確認をしました。

息子さんがここで仕事をしていますので、そこでお話を聞きました。間違いないのでよろしくお願ひしますということです。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより、採決をいたします。

議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より説明をお願いいたします。

●事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積等促進計画について」ご説明いたします。

議案書は12ページ、本日議案は1件です。

受付番号34番につきましては、山奈町山田字大田●●●番及び●●●番1の2筆、面積●●●●m²、●●●m²、2筆合わせて●●●●m²になっております。設定期間は5年で、利用権の種類は、使用貸借になります。登記及び現況地目は田で、水稻を作るとの計画が出されております。

以上1件、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たしていると考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号34番について、山田区担当の小島委員より説明をお願いいたします。

●小島委員説明 【議案書をもとに34番を読み上げる】

この田んぼは元農業委員が令和6まで耕作していましたが、亡くなりましたので、現在の耕作者が引き続き中間管理機構を間にして、作ることになったので問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積等促進計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、「議案第3号」1件は、市に通知することに決しました。

○議長 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題といたします

○会長 産業振興課 舛谷補佐より議案の説明をお願いいたします。

●産業振興課（舛谷補佐）説明

●舛谷補佐 産業振興課 舛谷です。よろしくお願ひします。

議案書は13ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明いたします。

先ほど、議案第3号で承認いただきました、農用地利用集積等促進計画（受付番号34番）について、高知県農業公社が借り受けた農地につきまして農地を受け手に集積する計画です。

議案書別紙にあります申し出書によりますと、宿毛市山奈町山田字大田●

●番1ほか1筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありました、伊與田 啓治氏が適当であるとの理由から、議案書13ページの農用地利用集積等促進計画（案）を作成しております。

以上、農用地利用集積等促進計画（案）の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは、これより採決をいたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、「議案第4号」1件は、市に答申することに決しました。舛谷補佐ありがとうございました。

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願ひいたします。

●事務局説明

非農地証明についてご報告いたします。議案書は、14ページになります。
本日申請は、1件です。

受付番号 22

申請場所 所在地 大字小筑紫町伊与野・登記地目 畑2筆 15ページ
に位置図を付けております。主要地方道中村宿毛線沿い。

申請者は、令和6年12月に相続により所有権を取得しましたが親族の住む県外へ転居し居住しております、今後戻る予定もないことから、このたび、所有地を地元の方へ譲り渡すこととなりました。

なお、農地につきましては、先ほど「議案第1号」農地法第3条許可申請(受付番号26番)にてご審議いただいた内容になります。

申請地は、昭和30年頃住宅を建築し、利用されており現在に至る。現況は宅地です。

なお、本申請は委任を受けた山下行政書士から提出されておりますことを申し添えます。

以上、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号22番について、小筑紫地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

●寺田委員説明 【議案書をもとに受付番号22番を読み上げる】

今週の火曜日に浦田委員さんと現地確認をしました。申請理由のとおりであります。よろしくお願ひします。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適當と認め、証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明1件は、証明することにことに決しました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長

①1件目はパパイアの苗の件です。注文される方がいらっしゃったら事務局の方までご連絡ください。

②次回会議の日程（12月23日 火曜日）について

③農地パトロールの実施について

次の定例会の日に合わせて実施をいたします。12月23日 火曜日午前中に実施を予定しております。余程の天候悪化がない限り実施します。

季節の変わり目ですので、体調管理に充分気を付けていただいて、もし体調不良等あれば、事前にご連絡をいただければ幸いです。

④研修会及び新年会の開催（1月20日 火曜日）について

当初1月22日に予定しておりましたが、1月20日火曜日に変更いたします。年に1度の研修会が有りますので、それに合わせております。新年初の開催になりますので、新年会も考えております。

○議長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第893回宿毛市農業委員会定例会を終了します。

午後2時30分閉会

令和7年11月27日

会 長

農業委員

農業委員